

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

鈴鹿市長

末松則子

鈴鹿市条例第39号

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鈴鹿市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10</u>第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10</u>各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>（食事の提供の特例）</p> <p>第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等にお</p>	<p>（食事の提供の特例）</p> <p>第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等にお</p>

いて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) 略

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) 略

2 略

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第17条 略

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等にお 利用乳幼児に対する

いて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) 略

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) 略

2 略

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第17条 略

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

<p><u>ける乳児又は幼児</u>  <u>(以下「乳幼児」</u>  <u>という。) の利用</u>  <u>開始前の健康診断</u></p>	<p><u>利用開始時の健康診</u>  <u>断</u></p>	
<p><u>乳幼児に対する健</u></p>	<p><u>利用開始時の健康診</u></p>	
<p><u>康診査</u></p>	<p><u>断、定期の健康診断</u></p>	
<p><u>又は臨時の健康診断</u></p>		
<p>3・4 略</p>	<p>(職員)</p>	<p>3・4 略</p>
<p>第23条 略</p>		<p>(職員)</p>
<p>2 家庭的保育者 (法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。) は、市長が行う研修 (市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。) を修了した保育士<u>若しくは三重県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士</u> (以下これらを「保育士」という。) 又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p>	<p>(1)・(2) 略</p>	<p>2 家庭的保育者 (法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。) は、市長が行う研修 (市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。) を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p>
<p>3 略</p>		<p>(1)・(2) 略</p>
<p>3 略</p>		<p>3 略</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。